

令和 8 年第 2 回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 令和 7 年度災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 2
- 2 令和 7 年度ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 4
- 3 令和 7 年度性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 7
- 4 令和 7 年度被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 8
- 5 令和 7 年度健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 10
- 6 令和 7 年度歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 14
- 7 令和 7 年度障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 15
- 8 令和 7 年度手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 16
- 9 令和 7 年度農業の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 17
- 10 令和 7 年度児童虐待防止に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について 18
- 11 いばらき高工賃事業所認証制度の実施について 20
- 12 障害者福祉バス事業に対する支援について 21
- 13 指定就労継続支援 B 型事業所に対する行政処分について 22
- 14 身体障害者手帳の等級の認定誤りに係る和解について 23
- 15 日本財団との協定締結による家庭養育推進について 24

令和 8 年 6 月 10 日

福 祉 部

令和7年度 災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

1 報告の根拠

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例 第13条第1項

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

2 報告の対象

令和7年度の災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 関係部局

防災・危機管理部（第9条、第12条）、教育庁（第9条）

4 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 人材の育成及び確保（第9条）

・災害VC（ボランティアセンター）の設置・運営に係る人材の育成

災害時に災害VCを円滑に設置・運営できる人材を育成

◎ 災害VC設置・運営訓練の実施：笠間市外4市町村で開催(計305人参加)

◎ 災害初動期対応チーム(※)の育成：チーム登録者数 251人

(令和8年3月末)

※被災地社協に派遣し災害VCの設置・運営の支援などを行う。

(2) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施（第10条）

・県災害ボランティア登録の推進

災害ボランティア登録（個人・団体）の推進

◎ 茨城県災害ボランティア登録件数：

令和7年度末 個人：1,687件、団体：193件

(令和8年4月20日現在 個人：1,693件、団体：193件)

◎ 企業等に対する登録推進の働きかけ

※市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼など

・災害VCの運営を効率化するシステムの運用

「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングを円滑化するシステムを運用し、災害VCを効率的に運営

◎ 「いばらき型災害VC運営支援システム（IVOS）」の運用

◎ IVOS操作研修の実施：県内7箇所で開催

※研修は主に災害VCの運営主体となる市町村社会福祉協議会の職員が対象

(3) 普及啓発 (第 12 条)

・インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供

本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境による
情報発信

- ◎ 特設サイト「災ボラSTANDBY(スタンバイ)」における各種情報発信
- ◎ 災害ボランティア登録者へのメールによる情報発信
- ◎ 県ホームページにおける各種情報発信
- ◎ 県内事業者への啓発メールの配信

(4) 推進体制の整備等 (第 14 条)

・茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置

ふるさと納税や各種広報媒体でのPRにより寄附金を募集し、
災害ボランティアの活動環境を整備

- ◎ 令和 7 年度寄附総額 : 128, 027 千円

(法人 8, 390 千円、個人 119, 637 千円)

寄付件数 : 2, 950 件 (法人 9 件、個人 2, 941 件)

(※令和 6 年度実績 : 42, 296 千円、847 件)

令和7年度 ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部 福祉政策課・福祉人材・指導課・長寿福祉課

1 報告の根拠

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための
条例 第15条

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を
取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度のケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) ケアラー支援推進計画

ア 推進計画（第9条）

・推進計画の策定

ケアラー支援推進計画〔第2期〕の策定

◎ 認知度向上・理解促進、相談・支援体制の整備、多様な支援施策の推進、人材の育成の4つの基本方針に基づき施策を展開

※計画策定：令和8年3月

※計画期間：令和8年度～令和11年度（4か年）

イ 実態調査等（第14条）

・ケアラー・ヤングケアラー 実態調査

ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するための実態調査の実施

◎ 学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査

調査期間：令和6年11～12月

◎ ケアラー実態調査

調査期間：令和7年7～8月

(2) 主な取組

ア 市町村との連携等（第8条）

・多様な関係機関が参加する 合同研修の開催

市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり具体的な事例検討などを実施する合同研修の開催

◎ ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修

：水戸市にて2回、土浦市にて1回開催（参加者 計199名）

イ ケアラーの支援（第10条）

<p>・ケアラー相談窓口の明確化の推進</p>	<p>市町村におけるケアラー相談窓口の明確化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◎ ケアラー・ヤングケアラーそれぞれの市町村窓口一覧を取りまとめ、県ホームページで公表
<p>・民間支援団体等における取組の推進</p>	<p>認定NPO法人カタリバ（東京）と連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 県とNPOカタリバは令和4年10月27日連携協定締結◎ 令和5年度から支援実施◎ 伴走支援への支援対象者：10名（令和5年4月～）
<p>・認知症電話相談 ・認知症高齢者等家族支援</p> <p>【長寿福祉課】</p>	<p>認知症の人とその家族等への支援</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 認知症の人や家族等からの相談に応じる電話相談を実施<ul style="list-style-type: none">・相談件数：106件◎ 認知症の人や介護者家族同士が、悩みを共有したり、情報交換できる交流の場を設置<ul style="list-style-type: none">・開催回数：本人交流会4回・介護者のつどい6回・参加者：83名

ウ 人材の育成等（第11条）

<p>・生活困窮者自立支援制度人材養成研修</p> <p>【福祉人材・指導課】</p>	<p>生活困窮者自立支援制度支援員等研修の中で、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する講義を実施</p> <ul style="list-style-type: none">◎令和7年度生活困窮者自立支援制度支援員等研修（参加者30名）
<p>・認知症サポーター活動促進 ・認知症介護アドバイザー養成研修</p> <p>【長寿福祉課】</p>	<p>認知症の人とその家族を見守り支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 認知症の人が参画し、認知症サポーターを中心に社会参加等への支援を行う「チームオレンジ」の設置や運営支援を担うコーディネーターを養成<ul style="list-style-type: none">・開催回数：養成研修1回・養成者：64名◎ 介護家族等からの相談に対応したり、認知症サポーター養成講座の講師となるアドバイザーを養成<ul style="list-style-type: none">・開催回数：養成研修2回・養成者：92名

・ケアラーに
向けた情報
発信

各種啓発ツール（啓発動画、電子リーフレット）による啓発

- ◎ ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットによる情報発信
- ◎ ヤングケアラー支援に係る啓発動画（ショート動画）を作成し、SNS広告を活用した情報発信を行うとともに、教育庁をはじめとした支援関係機関等に周知し、活用を依頼

ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートの活用

- ◎ 子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備し、県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（こども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促進

ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報発信

- ◎ 県ホームページ、県広報紙、SNS、県政ラジオ等

県政出前講座（各種研修会等での啓発等）の実施

- ◎ 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施（13回実施）

令和7年度 性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉政策課

1 報告の根拠

茨城県性暴力の根絶を目指す条例 第18条

(年次報告)

第18条 知事は、毎年度、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の性暴力の根絶に関して講じた施策の実施状況及び成果【福祉政策課担当事務(第7条及び第8条)関係】

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援等(第7条)

・性暴力を行った者などからの相談支援

性暴力を行った者などからの相談窓口の設置

- ◎ 令和5年4月1日に相談窓口を開設し、県ホームページ及び県公式X等で相談窓口を周知。
- ◎ 精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて都内の治療施設等の紹介等、適切に対応。

[件数] 10件

(2) 住居の届出(第8条)

・子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出

子どもに対する性犯罪を行った者から住居等の届出の受理

- ◎ 令和5年4月1日から受理を開始。
- ◎ 周知用のチラシを作成し、法務省矯正局、水戸保護観察所、県警本部の協力を得て、全国の刑務所等の届出対象者に配布を依頼。
- ◎ 茨城県再犯防止推進協議会会員(労働局、保護司会、更生保護女性連盟、就労支援事業者機構、更生保護施設、農協中央会、宅地建物取引業協会、弁護士会等)にチラシを送付し、周知を依頼。

[届出件数] 4件

令和7年度 被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して 講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部福祉人材・指導課

1 報告の根拠

茨城県被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例
第13条

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた
施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表
するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の被保護者等住居・生活サービス等提供事業に関して講じた施策の実施状
況及び成果

3 施策の実施状況等

(1) 条例の概要

【目的】

○被保護者等の処遇について不当な行為を防止するため、社会福祉法の規制が及ば
ない被保護者等を対象とした住居・生活サービス等提供事業について、法と同様の
規制を行うことができるよう条例を制定

【条例の対象となる事業】

○2人以上4人以下の被保護者等に対して、住居等の提供と併せて、食事や寝具な
ど日常生活に必要なサービス又は金銭等の管理を行うサービスを提供する事業
(被保護者等住居・生活サービス等提供事業)

※ 社会福祉法に規定する無料低額宿泊所(5人以上)は条例の適用外

【事業者の義務】

○届出(第3条)
○契約締結前の重要事項の説明(第5条)
○虐待防止の取組の推進(第7条第1項) 他

【県による検査等】

○報告の徴収・立入検査等(第8条第1項)
○事業の制限・停止命令(第9条) 他

【施行日】 平成26年10月1日

(2) 対象施設数

- 国通知の改正(H27.7.1適用)※に伴い、条例の対象としていた施設のうち5人以上の無届施設が社会福祉法の適用対象となったため、これらの施設は条例の対象外となった。
- このため、平成27年7月1日以降、県内に条例の対象となる施設はなくなり、現時点でも対象施設なし。

年月日	H26.10.1 (条例施行日)	H27.7.1	⇒	R8.4.1
施設数	6	0		0

※厚生労働省社会・援護局長通知「『社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について』の一部改正について」(平成27年7月1日適用)により、法に定める事業を行う施設(入居者5人以上)は、届出の有無にかかわらず無料低額宿泊所に該当する旨示された。

区 分		H27.6.30 まで	H27.7.1 以降
5人以上	届出あり	(社会福祉法の対象)	(社会福祉法の対象)
	届出なし	条例の対象	→ (社会福祉法の対象)
2人～4人 (届出の有無にかかわらず対象)		条例の対象	→ 条例の対象

(3) 実施状況

引き続き福祉事務所と連携し対象施設の把握に努めるとともに、対象施設があった場合は、条例に基づく指導等を行い、対象施設の適切な運営の確保を図っていく。

令和7年度 健康づくりに関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部 長寿福祉課・障害福祉課
少子化対策課・子ども未来課

1 報告の根拠

茨城県健康長寿日本一を目指す条例 第26条

(年次報告)

第26条 知事は、毎年度、健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の健康づくりに関して講じた施策の実施状況及び成果

【長寿福祉課（第12、13、17、20、25条）、障害福祉課（第19条）、少子化対策課（第21条）、子ども未来課（第16、24条）担当事務関係】

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 認知症の予防等（第12条） 【長寿福祉課】

・高齢者福祉対策事業

認知症の早期診断・早期対応のための体制整備、認知症の人とその家族等への支援

- ◎ 認知症の理解を深める普及啓発を実施（「認知症を知る月間」における集中的な啓発、イベントと連携した啓発、認知症フォーラムの開催）
- ◎ 医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施（12回）
- ◎ 認知症の人と家族等への支援（認知症電話相談（106件）、認知症の本人・家族の交流会の実施（4回））
- ◎ 丁寧な声掛け等を行う「認知症の人にやさしい事業所」の認定（3,001事業所）、気軽に交流できる認知症カフェ等（177箇所）の設置を促進

※いずれも R8.3.31 現在の事業所数、箇所数

(2) フレイルの予防及び改善 (第 13 条) 【長寿福祉課】

運動の習慣化の推進等 (第 17 条) ※再掲

高齢者の健康づくり (第 20 条) ※再掲

人材の確保及び育成 (第 25 条) ※再掲

・ 介護予防総合支援事業

研修会の開催を通じた市町村職員等の資質向上と効果的な事業実施の推進

- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業担当者研修
市町村担当者や地域包括支援センター職員などを対象に、フレイル状態の高齢者への効果的な短期集中予防サービスの事例提供と意見交換を実施 (2 回)

・ 介護予防リハビリテーション専門職派遣事業

市町村等が実施する介護予防の取組へのリハビリテーション専門職 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) の派遣

- [派遣件数] 延べ 821 件 (25 自治体)
- [派遣人数] 延べ 1,079 人

・ シルバーリハビリ体操の推進

シルバーリハビリ体操を通じた高齢者の健康づくり及び介護予防の推進

- ◎ 体操指導士の養成等
体操指導士の養成数 : 10,973 人 (累計)
住民参加数 : 420,236 人
体操教室開催数 : 36,173 回
- ◎ 体操指導士養成に関する広報
新聞広告掲載 : 4 社 12 回
- ◎ 体操指導士の意識向上
体操指導士の方々に感謝状を贈呈 : 344 人
- ◎ 介護予防の普及啓発
パンフレットの作成 : 9,000 部

(3) 栄養学等に関する知識の習得等 (第 16 条関係) 【子ども未来課】

健康づくりに関する教育の推進 (第 24 条関係) ※再掲

・ 栄養や食育に関する研修の実施

保育士等キャリアアップ研修

- ◎ 県内で保育所等に勤務する保育士等が食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成及び活用できる力を養うことを目的として研修を実施。
- 研修概要
受講時間 : 15 時間
研修内容 : 栄養に関する基礎知識
食育計画の作成と活用等
参加者 : 保育士等 1,077 名

(4) 心の健康の保持等 (第19条) 【障害福祉課】

・自殺対策緊急強化事業

心の悩みや不安がある方が相談しやすいように、多様な相談窓口を設置

- ◎ 相談窓口の設置：電話相談 9,936件 (令和7年度)
SNS相談 2,968件 (令和7年度)
女性専用のオンライン相談 84件 (令和7年度)

・ひきこもり対策推進事業

ひきこもり対策の推進に必要な体制を整備

- ◎ ひきこもり相談支援センターの設置
ひきこもり者や家族等への電話・来所・訪問により相談支援を実施
- ◎ 保健所を地域拠点として、専門相談や家族教室等を実施
- ◎ 精神保健福祉センターで、ひきこもり支援に係る人材育成のため研修会、講演会を開催

(5) 高齢者の健康づくり (第20条) 【長寿福祉課】

・高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者の生きがいと健康づくりの推進

- ◎ 全国健康福祉祭 (ねんりんピック) への選手団派遣 (R7. 10. 18~21)
ねんりんピック岐阜 2025 に本県監督・選手等 130 人を派遣
- ◎ 茨城健康福祉祭
 - いばらきねんりんスポーツ大会 (R7. 10. 7)
参加者数：約 1,100 人
種目：ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、クロッキー、輪投げ
 - いばらきねんりん文化祭 (R8. 2. 21~26)
応募数 (入賞数)：部門計 377 点 (65 点)
部門：日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真
- ◎ ニュースポーツ・eスポーツ普及
 - ニュースポーツ推進員講習会等
推進員講習会：1回
体験教室：3回
用具貸出し：415件
 - eスポーツ体験会・サロン等
体験会：10回
サロン：23回
多世代交流会：1回
- ◎ 元気シニア地域貢献事業
豊富な知識・技術を持った高齢者を「シニアバンク」に登録し、学校等の依頼を受け「シニアマスター」として派遣
登録者数 (派遣数)：274人 (180件)

(6) 女性の健康づくり (第 21 条) 【少子化対策課】

・ 妊娠等に関する
専門相談窓口の
設置

いばらき妊娠・子育てほっとラインの設置

- ◎ 予期せぬ妊娠や産後の育児、妊娠や出産に関する悩みなどを助産師などの専門家へ相談できる窓口を設置。
- ◎ 電話による相談に応じるほか、LINE 相談も実施。
[相談件数] 992 件

・ 健康教育

若年者に対する健康教育事業

- ◎ 将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向きあうプレコンセプションケアを推進するため、小学校・中学校・高校等で行う「いのちの教育」と、大学、専門学校、企業等の主に 20 歳代前後の男女を対象とするプレコンセプションケア講座を実施。

[実施回数] 34 回

令和7年度 歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた 施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部 長寿福祉課・少子化対策課

1 報告の根拠

茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例 第14条

(年次報告)

第14条 知事は、毎年度、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の歯と口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策の実施状況及び成果【長寿福祉課（第11条第10号）、少子化対策課（第11条第4号）担当事務関係】

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 幼児期等の歯周病の予防等（第11条第4号） 【少子化対策課】

・乳児健診における歯科検診

乳児健診における歯科検診の実施の推進

◎ 母子保健法において市町村の業務として義務付けられている1歳6か月健診及び3歳児健診において「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」の項目を実施。

[実施率]

- ・ 1歳6か月健診の受診率（R6年度） 95.11 %
- ・ 3歳児健診の受診率（R6年度） 93.93 %

・妊婦健診における歯科検診及び歯の健康に関する周知・啓発

妊婦健診における歯科検診及び歯の健康に関する周知・啓発

◎ 妊婦健診の実施については、母子保健法において市町村の努力義務とされているが、厚生労働省が告示している「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」には歯科に対する健診項目は含まれていないことから各市町村が独自事業として実施。

[妊婦健診（歯科）の実施市町村]（R6年度）13市町村

◎ 母子手帳を配布する機会を通じ全妊婦へ配布する、県発行の妊婦向け健康手帳「すこやかな妊娠と出産のために」において、歯科検診の必要性等について周知・啓発を実施。

(2) 認知症等における多職種連携による適切な歯科医療提供に関する情報の提供、啓発（第11条第10号） 【長寿福祉課】

・歯科医師等を対象とする認知症対応力向上研修

認知症の基礎知識や歯科診療時の対応方法等に関する研修の実施

◎ 歯科医師等を対象として、認知症の基礎知識や歯科診療時の対応方法等に関する研修を実施。

[実施回数] 2回 [受講者数] 95人

令和7年度 障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

1 報告の根拠

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例 第25条

(年次報告)

第25条 知事は、毎年度、障害及び障害のある人に対する理解を深め、差別を解消するために講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の障害及び障害のある人への理解促進、差別解消のために講じた施策の実施状況及び成果

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 市町村との連携 (第6条)

・市町村担当者研修会

市町村担当者研修会の開催

- ◎ 対象：市町村の障害者支援担当職員
- ◎ 内容：障害者権利条例の概要、県の取組みなどを説明

(2) 啓発活動 (第8条)

・県民への広報啓発

事業者を含む県民に対し、広報啓発活動を実施

- ◎ 市町村商工会等へのリーフレットの配布、相談事例集の増刷・配布
- ◎ 新聞広告、SNS、スポーツチームと連携しホームゲームでのアナウンス

(3) 相談窓口の運営 (第10条、11条)

・相談窓口の運営

相談窓口「茨城県障害者差別相談室」の設置・運営

- ◎ 茨城県手をつなぐ育成会へ委託
- ◎ 電話、来所等による相談対応、関係者間の調整等を実施
- ◎ R7年度の相談件数：76件

・県政出前講座

事業者における研修会への講師派遣

- ◎ 障害者差別相談室の相談員を研修会の講師として派遣
- ◎ R7年度の派遣件数：8件

令和7年度 手話の普及等に関して講じた施策の実施状況 及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

1 報告の根拠

茨城県手話言語の普及の促進に関する条例 第17条

(年次報告)

第17条 知事は、毎年度、手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の手話の普及等に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 手話を学ぶ機会の確保 (第11条)

・中途失聴・難聴者コミュニケーション事業

中途失聴・難聴者の方及び同居家族への手話講習会
◎ 1会場 計10日間の講習に7名の難聴者等が参加

(2) 手話を用いた情報提供 (第12条)

・手話通訳者派遣事業

聴覚障害者が円滑な意思の疎通を図れるよう、会議等の場到手話通訳者を派遣
◎ 27件、65人を派遣

(3) 手話通訳者の確保 (第13条)

・手話奉仕員スキルアップ事業

手話通訳者を目指す手話奉仕員を対象に、スキルアップを図ることにより、手話通訳者の育成・確保につなげることを目的とした講座
◎ 3会場、計24回開催、111名参加

・手話通訳者養成

手話通訳者養成講座入講試験に合格した者を対象とした、手話通訳者養成講座
◎ 2会場、20名参加

令和7年度 農業の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた 施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部障害福祉課

1 報告の根拠

茨城県食と農を守るための条例 第26条

(多様な担い手の確保及び育成)

第14条 県は、農業者が減少している状況に鑑み、多様な担い手の確保及び育成を図るため、経営規模の大小等にかかわらず、意欲ある農業者、集落営農組織(集落を基礎とした農業者の生産組織をいう。)、新たに農業に就業しようとする者等に対し、生産技術の習得及び向上、経営管理能力の向上、経営の法人化等に係る支援等に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、地域の農業を先導し農業の振興の核となる若年農業者を確保及び育成するため、農業に関する学科を置く県立の高等学校、茨城県立農業大学校等において、専門的かつ高度な技術の習得及び活用のための学習の機会の提供等を行うとともに、農福連携(障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のことをいう。)の促進を含め、農業経営における労働力の確保等に必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第26条 知事は、毎年度、この条例に基づく食料と農業及び農村に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の多様な担い手の確保及び育成に関して講じた施策の実施状況及び成果
【障害福祉課担当事務(第14条)関係】

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

多様な担い手の確保及び育成(第14条)

・農業経営体と障害者福祉事業所のマッチング支援

農業経営体と障害者福祉事業所のマッチング支援

- ◎ 障害者福祉事業所への発注業務等の紹介・斡旋を行う共同受発注センターに「農福連携推進専門員」を配置(R6.4.1~)
- ◎ 作業内容や契約条件の調整など、農業経営体と障害者福祉事業所のマッチング支援を行う
- ◎ 令和7年度の斡旋実績: 64件

・障害者福祉事業所への農作業等の発注を促進

障害者福祉事業所への農作業等の発注を促進

- ◎ 新たに障害者福祉事業所へ農作業等を含む施設外就労を発注した際に、試行期間中の工賃の一部を助成
- ◎ 経営体の障害者福祉事業所への農作業等の新規発注を促進
- ◎ 令和7年度の補助実績: 3経営体

令和7年度 児童虐待防止に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 報告の根拠

茨城県子どもを虐待から守る条例 第10条第3項

(基本計画)

第10条 (略)

2 (略)

3 知事は、毎年度、虐待防止に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

2 報告の対象

令和7年度の児童虐待防止に関して講じた施策の実施状況及び成果

3 主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 児童相談所の体制強化と専門性確保 (第18条、第19条、第24条、第25条)

・児童相談所の体制強化

児童福祉司等専門職の国基準を超える人数の配置

◎ 児童福祉司、児童心理司の確保 (各年4月1日時点)

区分	R6	R7
児童福祉司	139	151
(同国基準)	135	140
児童心理司	59	57
(同国基準)	65	68

・児童相談所の専門性確保

警察官OBや、嘱託弁護士の配置

◎ 各児童相談所に警察官OBを配置し、警察との連携や児童の安全確認強化

・ 配置人数 (R7) : 5人 (各児相×1人)

◎ 嘱託弁護士を配置し、法的助言体制を強化 (週2回の相談)

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応 (第13条、第15条)

・児童虐待に係る相談 ・通告体制の確保

「いばらき虐待ホットライン」の運営

◎ 電話による相談・通告の受付 (24時間365日対応)

・ 相談・通告件数 (R7) : 2,730件

◎ 「親子のための相談LINE」による相談受付 (平日10時~20時)

・ 相談件数 (R7) : 604件

(3) 社会的養護の充実（第21条）

・里親養育の推進

家庭養育優先原則に基づき、里親委託を推進

- ◎ 里親委託推進を強化するため、児童相談所職員等で構成する里親委託推進チームを設置し、丁寧なマッチングを実施
- ◎ 里親制度の情報を包括的に提供するポータルサイトの運営
- ◎ 里親の新規開拓（リクルート）、研修・トレーニング、マッチング、委託後のフォローを包括的に実施
 - ・ 里親委託率：（R6）25.6%→（R7）27.1%
 - ・ 新規里親登録数（R7）50組

・児童福祉施設の整備

施設の小規模化、地域分散化、高機能化・多機能化を推進

（単位：か所）

区分	R6	R7
小規模かつ地域分散化した施設数	21	23

・児童家庭支援センターの設置・運営

児童相談所、市町村等関係者と連携し、子育て家庭を支援

- ◎ 児童家庭支援センター（県内4か所）において、市町村や児童相談所と連携し、養育相談や訪問支援などにより、子どもの家庭養育を支援
（相談件数 R6 4,846件 → R7 5,547件）

(4) 自立支援の充実（第23条）

・自立支援のための生活、就労、進学相談支援

児童養護施設退所者等の社会的自立に向けた生活、就労、進学相談等

- ・ 生活・就労支援相談実施延べ人数（R6）：123人→（R7）177人

・自立支援資金貸付

児童養護施設退所者等に生活費、家賃、資格取得等の費用貸付

- ◎ 貸付実績（R6）：20人、33,305千円
→（R7）：14人、7,892千円
- ・ 「5年間の引き続く就労」等の返還免除規定あり

いばらき高工賃事業所認証制度について

福祉部障害福祉課

1 現状

一般就労が困難な障害者の方々が利用している就労継続支援 B 型事業所^{※1}の工賃は、令和 6 年度実績で平均月額 21,399 円（全国第 43 位）となっている。

【平均工賃月額の推移】

	令和 4 年度	令和 5 年度 ^{※2}	令和 6 年度
本県	15,726 円（39 位）	19,882 円（44 位）	21,399 円（43 位）
全国	17,031 円	22,649 円	24,141 円

※1 就労継続支援 B 型事業所

通常の雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労及び生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う

※2 工賃の算出方法の変更

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和 5 年度実績より変更
工賃総額 ÷ 1 日当たりの平均利用者数 ÷ 12 月（変更前：工賃総額 ÷ 工賃支払対象者総数）

2 課題

- ・ 本県では事業所数が増加する一方で、単価が低い内職中心の事業所が多く、収益性が低い状況にある。
- ・ 比較的単価が高い施設外就労などへの取組が不足している。

3 制度の概要

（1）目的

平均月額工賃が茨城県の定める基準額以上の事業所を「いばらき高工賃事業所」として認証することにより、各事業所における工賃向上の動機づけを促し工賃向上を図るほか、事業所を選択する利用者や保護者等の判断基準の一助とする。

（2）認証の対象

平均月額工賃が全国平均額（24,141 円）以上である事業所。

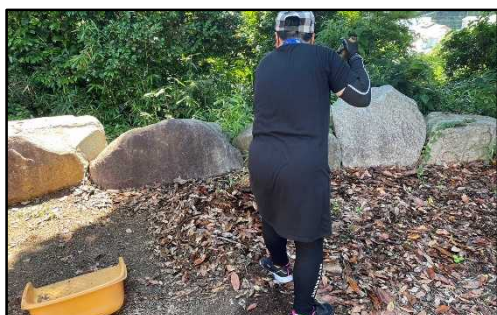
（3）認証期間

各年度において県ホームページ等で認証事業所として公表された日から、次年度において認証事業所が公表されるまでとする。

（4）認証の取扱い

認証を受けた事業所は、施設の SNS やチラシ等において、認証取得を公表することができる。

【障害者就労継続支援 B 型事業所での作業の様子】



清掃作業



県庁舎における販売会の様子

障害者福祉バス事業に対する支援について

福祉部障害福祉課


1 現状と経緯

- ・ 障害者の社会参加促進を図るため、障害者及びその介護者等が研修会やレクリエーションなどの余暇活動に参加する際に、無料で利用することができる障害者福祉バス事業を（一社）茨城県身体障害者福祉団体連合会（以下「連合会」という。）において実施している。
- ・ 現在運行している福祉バス車両は車体の老朽化が著しく、連合会から早急な車両の更新に対する支援を求められてきた。
- ・ 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(R7 最終補正予算)を活用して、バス車両の購入経費に対する補助を行い、障害者福祉バス事業の継続を支援することとしていた。
- ・ 連合会では、9m送迎バスを購入予定であったが、中東情勢の影響により、バスの製造に必要なナフサ等の原料の調達が不透明となり、年度内の納品について見通しが立たない状態となった。

2 今後の対応

中型バスではなく、連合会では、年度内に納品可能なリフト付きマイクロバスを購入することとして、現在、手続きを行っている。

（参考1）購入予定車両の比較

	購入車両	リフト	乗車人数（車いす利用者数）	車両イメージ
当初	9m送迎バス	なし	31人（うち3人） ※車いすは収納し、座席へ移動	
見直	マイクロバス	標準装備	26人（うち2人） ※車いすは固定席	

（参考2）福祉バスの利用状況

年度	利用日数	利用人数		年間走行距離	
		合計	1日平均	合計	1日平均
R1	153日	3,263人	21人	25,014km	163km
R2	21日	384人	18人	2,646km	126km
R3	51日	909人	18人	7,022km	138km
R4	106日	2,076人	20人	17,376km	164km
R5	153日	3,346人	22人	26,210km	171km
R6	137日	2,977人	22人	25,946km	189km
R7	165日	3,699人	22人	29,175km	177km

※R2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が大幅に減少。

指定就労継続支援B型事業所に対する行政処分について

福祉部障害福祉課

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」に基づき監査を行ったところ、法令違反が認められたため、以下のとおり行政処分を行った。

1 対象事業者

- ・法人の名称 株式会社アイ・ティア（代表取締役 高田和希）
- ・事業所の名称 就労継続支援B型 アリス（所在地 龍ヶ崎市南中島町97番地1）
- ・サービスの種類 就労継続支援B型
- ・利用定員数 20人

2 行政処分の内容

事業所の指定取消し

（処分日：令和8年5月15日、指定取消年月日（処分効力発生日）：令和8年6月1日）

3 行政処分の理由

（1）人員基準違反（法第50条第1項第4号該当）

令和5年5月1日から令和6年6月7日までの間、事業所に必要な常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。

（2）17市区町に対する訓練等給付費の不正請求（法第50条第1項第6号該当）

令和5年7月から令和6年10月までの期間において、利用者に対してサービス提供していない日（総計183日）を、サービスを提供したものとして、龍ヶ崎市外15市区町に対し計1,425,277円の訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

また、令和5年7月から令和6年5月までの期間において、サービス管理責任者が非常勤の雇用形態であるにもかかわらず、常勤で勤務しているものとして、サービス管理責任者欠如減算を適用せずに、龍ヶ崎市外14市区町に対し計5,571,325円の訓練等給付費を不正に請求し、受領した。

（3）不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第11号該当）

令和5年10月18日に、同年11月2日に実施する法第11条第2項に基づく実地指導に向けて提出を求められた「実地指導事前提出資料」について、サービス管理責任者として届け出た者が、実際には勤務していない日を勤務していたとする虚偽の内容を記載した資料を県に提出した。

（4）法第48条第1項に基づく報告の命令に対する虚偽の報告について（法第50条第1項第7号該当）

令和6年12月18日にされた法第48条第1項に基づく報告の命令に対して、サービス管理責任者として届け出た者が、実際には勤務していない日を勤務していたとする虚偽の内容を記載した、令和5年5月から同年9月までの期間の出勤簿を県に対して提出した。

4 指定取消しに伴う利用者の処遇について

当該事業所は、指定取消し処分となった事業者から別事業者へ事業譲渡が行われる予定であったところ、別事業者は、令和8年6月1日に新たに事業所の指定を受け、処分前事業所の利用者全員を受け入れている。

5 参考

当該行政処分後、各障害福祉サービス等事業者宛に再発防止の通知を発出した。

和解について（身体障害者手帳の等級の認定誤りに係る和解）

福祉部障害福祉課

1 事案の概要

県が平成18年1月24日に和解の相手方へ交付した身体障害者手帳について、本来は障害の等級を2級として交付すべきところ、誤って3級として交付したことが令和5年12月に判明した。

このため、相手方が本来支出する必要のなかった経済的な損失（所得税・住民税の障害者控除の差額等）が発生したため、その損失に相当する額を賠償した。

2 和解の内容

（1）和解の相手方

個人 1名

（2）和解の内容

等級誤りにより、本来支出する必要のなかった経済的な損失（所得税・住民税の障害者控除の差額等）に相当する額を賠償した。

（3）賠償額

327,300円（予備費により支出）

※ 等級誤りにより、過大に納付した平成18年から平成30年までの所得税・住民税の差額分（障害者控除額の増加に伴う税額の減少分）等。

なお、令和元年から令和5年までに納付した所得税・住民税については、税務署への申告による還付手続きで対応。

3 専決処分日

令和8年3月31日

<専決処分の理由>

速やかに賠償を行い、相手方の損害を回復する必要があるため。

日本財団との協定締結による家庭養育推進について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 協定締結式

- (1) 日付
令和8年5月15日（金）
- (2) 場所
庁議室
- (3) 協定締結者
茨城県 大井川知事
公益財団法人日本財団 笹川理事長



2 協定の趣旨

里親委託や特別養子縁組などの家庭養育の推進や、親子支援や親子分離の予防などに取り組み、子どもが安全で安心であたたかい家庭で育つ社会の実現を目指す。
併せて、家庭養育推進の成果、課題、子どもへの影響等を検証し、全国において同様の取り組みを広げていくために参考となるエビデンスの蓄積と、モデルの構築を目指す。

3 協定の内容

- (1) 協定期間
令和8年5月15日から令和12年3月31日まで（4か年度）
 - (2) 役割分担
日本財団：事業経費の助成（令和8年度：約2,000万円）
助成団体：次の事業の実施（令和8年度：（一社）いばらき県北里親家庭支援センター）
 - ・里親委託および特別養子縁組の推進に向けた、乳幼児緊急里親^{※1}や乳幼児里親の養成・確保を含めた里親委託を推進するための取組 など
 茨城県：QPI（クオリティ・ペアレンティング・イニシアチブ）^{※2}の理念を尊重し、次の項目に協力
 - ・3歳未満の里親等委託率75%の達成（令和11年度末時点）
 - ・新規養育里親登録数100家庭の達成（令和8～11年度の合計） など
- ※1：乳幼児緊急里親…児童相談所の要請に応じて乳幼児（3歳未満）の一時保護を原則いつでも受け入れ可能な里親を確保する制度
 ※2：QPI…里親・児童相談所・支援機関が連携し、こどもと実家庭を支援してパーマネンシー（永続的な養育環境）の実現を目指す取組

（参考1）本県の里親等委託率の推移（単位：人、％）

年度	里親等委託児童数	代替養育必要児童数	里親等委託率
R5	154	714	21.6
R6	182	712	25.6
R7	194	717	27.1

（参考2）本県の里親等委託率の推移（年齢区分別）（単位：人、％）

年度	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降		
	代替養育必要児童数	里親委託児童数	里親委託率	代替養育必要児童数	里親委託児童数	里親委託率	代替養育必要児童数	里親委託児童数	里親委託率
R5	66	8	12.1	100	29	29.0	548	117	21.4
R6	59	5	8.5	98	42	42.9	555	135	24.3
R7	63	6	9.5	140	63	45.0	514	125	24.3

令和 8 年度 公の施設等運営状況報告

福祉部

令和 8 年 6 月 10 日 (水)

目 次

1 運営状況報告の概要	3
2 施設別運営状況報告	
(1) 県所有施設	
①【福祉政策課】	
総合福祉会館	5
②【障害福祉課】	
視覚障害者福祉センター・点字図書館	11
聴覚障害者福祉センターやすらぎ	15
あすなろの郷	19
③【青少年家庭課】	
青少年会館	28
ラーク・ハイツ	34
若葉寮（女性自立支援施設）	38
茨城学園（児童自立支援施設）	43

○ 運営状況報告の概要

- 令和8年度の所管施設数は9施設。
- あすなろの郷については、令和5年度から開始した再編整備が令和7年度で完了し、新たな施設でサービス提供を開始した。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有施設	令和8年度	9		(1) ※			9
	令和7年度	9		(1) ※			9

※民間活力導入等による運営改善（1）は、あすなろの郷のうちセーフティネット棟以外の部分

令和8年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

福祉政策課 (福祉部)
令和8年6月10日 (水)

○施設名 総合福祉会館

1 現状

(1) 施設の概要

- 総合福祉会館は、生きがいのある福祉社会づくりの推進を目的として設置し、県民のコミュニティ活動やボランティア活動など地域福祉の推進拠点としての役割を担っている。

所在地	水戸市千波町 1918
開業年月	平成 3 年 11 月
施設概要	施設敷地 10,399.04 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建（本館・延床面積：9,202.81 m ² ）、鉄筋コンクリート造 2 階建（付属棟・延床面積：724.38 m ² ）
設置理由	福祉ニーズの多様化等に対応した生きがいのある福祉社会づくりを推進するため、県民が気軽に利用し、交流し、福祉に触れ、そして理解し、福祉活動への参加意欲を醸成発展させる場として整備された。
設置の根拠法令等	茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例
事業内容	○指定管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・有料施設（コミュニティホール・研修室等）の使用承認、利用料金の徴収 ・会館の総合案内 ・施設設備の維持管理（警備、清掃、光熱水費等） ○施設の使用許可（県） <ul style="list-style-type: none"> ・入居者数：31（福祉関連団体等の執務室等）
定員	コミュニティホール：282 人、大研修室：140 人、ほか 6 施設
利用料金	コミュニティホール（社会福祉関係者が全日利用する場合）：6,260 円 ほか 39 項目を設定 ※物価高騰による影響を踏まえ、令和 6 年 3 月に、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例を一部改正し、利用料金を引き上げた。（令和 6 年 10 月施行）

- 令和 4 年度から、関彰商事株式会社とネーミングライツ契約を締結し、名称を「セキショウ・ウェルビーイング福祉会館」としている。（現契約期間：令和 7 年度～令和 9 年度） ※ネーミングライツ契約額（年間）3,300 千円

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 平成3年度の設置当初から施設の管理運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	株式会社 茨城興産
指定管理期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
従事者数	5人（常勤正職員3人、常勤嘱託2人）

(3) 利用状況

- 利用者数は、平成30年度までは概ね年間15万人前後で推移していたが、令和元年度以降については新型コロナウイルス感染症の影響により減少している。
- 令和7年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあるものの、ピーク時（平成23年度）の40.1%であった。
- 利用団体のうち、福祉関係団体の利用は、4割～5割で推移しており、利用団体アンケートによると、利用目的は講演や講習会、会議の開催が多く、選んだ理由は「立地的に集まりやすいから」が多くなっている。
- 令和6年度から令和7年度の利用人数（件数）が約10%減少しているが、これは令和7年度に施設の大規模改修工事を実施したことに伴い、コミュニティホールを16日間、研修室等を約10日間利用停止とした影響によるものである。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H23 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数	164,063	150,365	147,460	131,503	108,813	29,871	34,470	59,719	73,655	71,988	65,790	40.1%

【利用件数（利用団体数）の推移】

（単位：件）

	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
利用団体数	福祉関係	1,690	1,840	1,774	1,482	747	899	1,053	1,268	1,262	1,187
	一般	1,964	1,719	1,667	1,559	948	1,086	1,332	1,451	1,434	1,231
	合計	3,654	3,559	3,441	3,041	1,695	1,985	2,385	2,719	2,696	2,418

(4) 運営状況

- 指定管理料は、令和3年度の指定管理者の切替えの際に委託内容を見直して縮減を図り、令和4年度から9千万円を下回っている。
- 人件費は概ね1千7百万円前後で推移しており、維持管理費は、令和3年度に設備保守点検業務等を見直して、経費縮減を図ったことなどにより、令和5年度から9千万円を下回っている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H28	117,889	95,912	21,960	17	117,889	16,429	101,460	0	0	0	0
H29	115,897	95,912	19,974	11	114,834	16,852	97,982	0	0	1,063	0
H30	121,160	95,912	18,509	6,739	118,535	19,463	99,072	0	0	2,625	71,302
R1	114,502	97,688	16,797	17	114,502	20,147	94,355	0	0	0	21,402
R2	106,982	97,688	8,553	741	106,982	16,748	90,234	0	0	0	0
R3	105,994	95,853	9,994	147	105,994	17,585	88,409	0	0	0	80,537
R4	106,887	87,651	13,453	5,783	106,887	15,848	91,039	0	0	0	19,297
R5	102,726	87,651	15,066	9	102,726	17,756	84,970	0	0	0	25,322
R6	102,184	87,307	14,851	26	102,184	18,420	83,764	0	0	0	0
R7	106,860	86,963	14,095	5,802	106,072	18,014	88,058	0	0	788	236,972
平均	110,108	92,854	15,326	1,929	109,661	17,726	91,934	0	0	448	23,026

※R2、R3の歳入計には利用料減収補填(R2：708千円、R3：144千円)、R4の歳入計には電気料・燃料費高騰分補填(R4：5,780千円)、R7歳入計には指定管理料スライド制度による追加収入等を含む。

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）のため、県において、庁舎等施設長寿命化計画により、優先順位を付けて施設設備改修工事を順次実施しているところである。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	0	
H29	0	
H30	71,302	中央監視システム更新工事、直流電源設備更新工事
R 1	21,402	冷温水発生機修繕工事
R 2	0	
R 3	68,805	昇降機リニューアル工事、屋上改修他工事
R 4	13,123	屋上防水改修工事（1期工事）
R 5	10,483	屋上防水改修工事（2期工事）
R 6	0	
R 7	236,972	冷温水発生機更新工事、外壁タイル等改修工事（第1期工事）、舞台機構設備更新工事
計	422,087	

（5）周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣市町村の類似施設としては、水戸市福祉ボランティア会館、ひたちなか市総合福祉センター等が設置されており、いずれも、本県と同様に、指定管理者制度による管理運営が行われている。また、市社会福祉協議会等が入居し、居宅介護支援、障害者相談支援、ボランティア支援等の各種社会福祉事業が行われているほか、研修室等の貸出が行われている。
- 近県では、とちぎ福祉プラザ、群馬県社会福祉総合センター等が設置されており、いずれも、本県と同様に、指定管理者制度による管理運営が行われている。また、県社会福祉協議会等の福祉関係団体が入居しているほか、ホール、研修室等の貸出が行われている。

2 課題

- 設置から30年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）が生じているため、今後も、外壁や消防設備、電気設備等の施設設備改修工事に多額の費用が必要になってくる。
- 維持管理費については、設備保守点検業務等の縮減に努めているものの、物価高騰の影響により大幅な削減は難しい。
- 利用件数（利用団体数）は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあるが、一層の利便性向上を図る必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の指定管理者制度による管理運営を継続し、令和3年度の指定管理者切換えの際に大幅に見直して減額した指定管理料を維持できるよう、引き続き、効率的に運営していく。
- 計画的に大規模修繕を実施して、会館の長寿命化を図るとともに、夜間利用の優先予約やフリーWi-Fiの運用などにより、利便性の向上を図る。

【理由】

- 設置当初と変わらず、福祉サービスの質の向上、福祉人材の確保、災害ボランティアや募金活動などボランティア意識の醸成、県民主体のコミュニティ活動など、県内における地域福祉の推進拠点としての役割が求められている。
- 大きな利益を生み出すことが困難な地域福祉の分野については、引き続き、行政の関与が不可欠である。
- 令和3年度の指定管理者切換えの際に、施設設備の日常運転保守管理業務等の経費を見直して、指定管理料を大幅に減額したことから、それ以上の削減は難しい。
- 施設の老朽化や設備の経年劣化（耐用年数超過）に対応するため、計画的に大規模修繕を実施していく必要がある。

令和8年度 公の施設等運営状況報告 (県所有施設)

障害福祉課 (福祉部)
令和8年6月10日 (水)

○施設名 視覚障害者福祉センター及び点字図書館

1 現状

(1) 施設の概要

- 視覚障害者福祉センター及び点字図書館は、身体障害者福祉法等に基づき、視覚障害者の自立と社会参加を促進するために設置し、視覚障害者の更生を援護し、視覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。

所在地	水戸市袴塚1丁目4-64
開業年月	昭和48年4月
施設概要	施設敷地 663.93 m ² 、鉄筋コンクリート2階建（延床面積：501.66 m ² ）
設置理由	無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
設置の根拠法令等	身体障害者福祉法、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
事業内容	視覚障害者福祉センター及び点字図書館の維持管理及び利用料金の徴収
定員	—
利用料金	室料 70 円（午前9時から午後4時まで。身体障害者及びその同伴者並びに身体障害者福祉関係者が使用する場で1人につき）

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 昭和48年度の開業時から施設の管理運営を（社福）茨城県視覚障害者協会に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	社会福祉法人茨城県視覚障害者協会
指定管理期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
従事者数	8人（常勤8人）

(3) 利用状況

- 利用者数は年々減少し、令和7年度の利用者数はピーク時の57.9%となっている。
- 県内在住の身体障害者手帳（視覚障害）を所有する視覚障害者は、ほぼ横ばいとなっている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H26 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数	18,066	15,046	14,928	13,603	12,834	12,002	11,530	10,733	10,526	10,199	10,456	57.9%
手帳所持者	5,910	5,706	5,521	5,526	5,587	5,591	5,627	5,660	5,632	5,707	5,884	99.6%

(4) 運営状況

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行う施設であることから、歳入額のほぼ全額が県の指定管理料となっている。
- 当該施設の運営に要する費用の一部について、厚生労働省の身体障害者保護費負担金が補助されている。
- 施設を維持するために必要な最低限の修繕（空調設備改修等）は実施しているが、大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H28	45,854	45,854	0	0	45,854	33,484	3,121	9,249	0	0	0
H29	45,854	45,854	0	0	45,854	33,170	3,439	9,245	0	0	7,347
H30	45,854	45,854	0	0	45,854	33,208	3,339	9,307	0	0	2,072
R 1	46,703	46,703	0	0	46,703	33,726	3,427	9,550	0	0	0
R 2	45,453	45,453	0	0	45,424	32,819	3,082	9,523	0	29	7,502
R 3	45,453	45,453	0	0	45,426	36,880	3,071	5,475	0	27	4,962
R 4	44,659	44,659	0	0	44,619	35,462	3,757	5,400	0	40	8,030
R 5	46,703	46,703	0	0	46,282	36,929	3,830	5,523	0	421	8,356
R 6	47,619	47,616	0	3	47,575	38,893	3,191	5,491	0	44	0
R 7	46,906	46,892	0	14	46,899	39,674	3,110	4,115	0	7	1,980
平均	46,106	46,104	0	2	46,049	35,425	3,337	7,288	0	57	4,025

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- ・平成26年度以降は実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣県のうち、群馬県・神奈川県・新潟県・静岡県では公立施設として設置しているが、栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県では社会福祉法人が設置しており、公立施設ではない。

2 課題

- 新型コロナウイルスの影響等により、低減傾向にある利用件数の回復。
- 今後の更なる情報化社会の進展に伴い、スマートフォンの利活用など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要がある。
- 施設の老朽化に伴う修繕が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。
- 光熱水費の削減等を通じて、現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。

【理由】

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で視覚障害者に情報提供を行う施設であり、情報化の進展により、パソコンやスマートフォンの活用方法など、ニーズに合わせた新たな取り組みを進めている。
- 当該施設は、県内唯一の視覚障害者向け情報提供施設であり、民間との競合は生じていない。
- 身体障害者福祉法に基づく、県内唯一の視覚障害者向け情報提供機関の役割は重要であるため、県議会や視覚障害者団体等の意見も踏まえ、対応方針を整理していく。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 聴覚障害者福祉センターやすらぎ

1 現状

(1) 施設の概要

- 聴覚障害者福祉センターは、身体障害者福祉法等に基づき、聴覚障害者の情報・コミュニケーションを総合的に支援するために設置し、聴覚障害者に情報を提供して、福祉の向上を図る役割を担っている。

所在地	水戸市住吉町 349-1
開業年月	昭和 57 年 11 月
施設概要	施設敷地 900.85 m ² 、鉄筋コンクリート 2 階建（延床面積：412.24 m ² ）
設置理由	無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行うとともに、その他厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
設置の根拠法令等	身体障害者福祉法、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
事業内容	聴覚障害者福祉センターやすらぎの維持管理及び利用料金の徴収
定員	—

【利用料金】

項目	利用料金
社会福祉関係者 研修室（和室）	620 円～1,510 円
社会福祉関係者 研修室（洋室）	580 円～1,350 円
社会福祉関係者 実習室	580 円～1,350 円
社会福祉関係者 会議室	950 円～2,860 円
その他の者 研修室（和室）	1,750 円～6,270 円
その他の者 研修室（洋室）	1,550 円～5,400 円
その他の者 実習室	1,550 円～5,400 円
その他の者 会議室	3,910 円～15,500 円

※利用時間帯により料金の変更

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 昭和57年度の開業時から施設の管理運営を（一社）茨城県聴覚障害者協会に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	一般社団法人茨城県聴覚障害者協会
指定管理期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
従事者数	6人（常勤3人、非常勤職員3人）

(3) 利用状況

- 利用者数は年々減少し、令和7年度の利用者数はピーク時の53.7%となっている。
- 県内在住の身体障害者手帳（聴覚障害）を所有する聴覚障害者は、近年増加傾向となっている。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数	3,540	4,122 (ピーク)	3,407	3,543	3,144	3,667	1,781	1,991	2,252	2,399	2,177	2,214	53.7%
手帳所有者数	7,363 (ピーク)	7,314	7,203	7,111	7,070	7,070	7,101	7,175	7,189	7,236	7,299	7,357	99.9%

(4) 運営状況

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行う施設であることから、歳入額のほぼ全額が県の指定管理料となっている。
- 当該施設の運営に要する費用の一部について、厚生労働省の身体障害者保護費負担金が補助されている。
- 施設を維持するために必要な修繕（空調設備改修等）は実施しているが、大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H28	30,409	29,707	72	630	32,545	14,861	7,476	10,208	0	△2,136	2,473
H29	30,408	29,707	85	616	31,576	15,832	6,852	8,892	0	△1,168	1,378
H30	30,402	29,707	71	624	31,789	16,141	7,332	8,316	0	△1,387	0
R 1	30,911	30,256	59	596	28,448	14,792	7,429	6,227	0	2,463	0
R 2	33,458	30,256	50	3,152	34,264	17,109	13,834	3,321	0	△806	0
R 3	30,971	30,256	54	661	33,037	17,908	11,367	3,762	0	△2,066	330
R 4	31,032	30,256	59	717	31,212	19,224	4,247	7,741	0	△180	0
R 5	30,976	30,256	62	658	33,318	21,462	3,594	8,262	0	△2,342	6,237
R 6	31,449	30,701	90	658	28,429	14,765	5,148	8,516	0	3,020	2,304
R 7	31,391	30,193	79	1,119	31,193	20,578	6,966	3,649	0	198	0
平均	31,141	30,130	68	943	31,581	17,267	7,425	6,889	0	△440	1,272

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 平成 26 年度以降実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣都県では、群馬県・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県が公立施設として設置しているが、栃木県・千葉県・東京都では社会福祉法人が設置しており、公立施設ではない。

2 課題

- 新型コロナウイルス等の影響により、低減傾向にある利用件数の回復。
- 今後の更なる情報化社会に伴い、IT 端末を用いた意思疎通に係る情報提供など、利用者ニーズに合わせた情報提供に取り組む必要がある。
- 施設の老朽化に伴う修繕が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 当該施設は公共性の高い施設であるため、引き続き現状のまま運営していくこととする。
- 光熱水費の削減等を通じて現行の管理手法での施設運営の合理化を図る。

【理由】

- 身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で聴覚障害者に情報提供を行う施設であり、聴覚障害者の相談や研修のほか、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣などに取り組んでいる。
- 当該施設は、県内唯一の聴覚障害者向け情報提供施設であり、民間との競合は生じていない。
- 身体障害者福祉法に基づく、県内唯一の聴覚障害者向け情報提供機関としての役割は重要であるため、聴覚障害者団体等の意見も踏まえ、対応方針を整理していく。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 あすなろの郷

1 現状

(1) 施設の概要

○ 昭和 48 年に知的障害者総合援護施設「コロニーあすなろ」として開設され、本県における知的障害者福祉施設の中核施設として、障害者支援施設及び病院・医療型障害児入所施設・療養介護事業所等を運営するほか、在宅の障害児者及びその家族、関係機関向けに、地域生活を続けるために必要な療育支援なども併せて実施している。

所在地	水戸市杉崎町 1460 番地
開業年月	昭和 48 年 12 月
施設概要	施設敷地 666, 828. 87 m ² 、建物面積 (R7. 4～8) 46, 578. 65 m ² // (R7. 9～) 40, 806. 02 m ² (※【主な施設】参照)
設置理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) に基づく障害者支援施設と児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づく障害児入所施設として、障害者及び障害児の日常生活に必要な介護や医療を提供するとともに生活自立に向けた総合的な支援を行う。
設置の根拠法令等	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設の運営 ・ 医療型障害児入所施設・療養介護事業所の運営 ・ あすなろの郷病院の運営 (医療型障害児入所施設・療養介護事業所に併設) ・ 短期入所事業の実施 ・ 地域生活支援センターの運営 (県内全域の在宅障害者への療育支援、24 時間緊急ステイの実施)
定員	(R7. 4～8) 障害者支援施設：462 人、医療型障害児入所施設・療養介護事業所：40 人 (R7. 9～) 障害者支援施設：200 人、医療型障害児入所施設・療養介護事業所：50 人
利用料金	—

【主な施設】

建 物	棟数	築年度	
寮（旧棟 ^{※1} ）、作業所（旧棟 ^{※1} ）	8	S48～S51	入所施設 ※作業所はかつて寮として使用
病院棟（旧棟 ^{※1} ）	1	S51	病院、医療型障害児入所施設・療養介護事業所
管理棟（旧棟 ^{※1} ）	1	S48	事務所
サービス等（旧棟 ^{※1} ）	1	S48	給食・洗濯・ボイラー設備
療法訓練センター（旧棟 ^{※1} ）、療法訓練センター付属棟（旧棟 ^{※1} ）、リハビリテーションセンター、ブロックセンターA・B（旧棟 ^{※1} ）、集会所（旧棟 ^{※1} ）	6	S48～S51	
公舎、職員アパート、職員寮	9	S48～S51	
新棟 ^{※2} （南棟、北棟、センター棟）	3	H14	入所施設、事務所
セーフティネット棟（本棟、A寮棟、B寮棟、C寮棟、多目的棟）	5	R7	入所施設、事務所、病院、医療型障害児入所施設・療養介護事業所、給食・洗濯・ボイラー設備

※1：旧棟とは開設当初に建てられ、R7.9月から使用していない施設。倉庫等は省略。

※2：新棟は、R7.9月から指定管理対象外となった施設であり、公募の結果、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団が運営。

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

○ 昭和48年から施設の運営を行っており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
指定管理期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
従事者数	職員数：255人（常勤249人、非常勤6人）※指定管理事業分

(3) 利用状況

○ 再編整備により新たに建設されたセーフティネット棟（県立施設）においては、民間事業者での対応が困難な最重度の障害のある方のみを受け入れることとし、それ以外の方については、既存施設を活用した社会福祉法人の自主事業として運営している。

これに伴い、令和7年の施設移転後から定員が変更になったことにより、入所者数は大幅に減少している。

[入所者の状況（年間平均）]

（単位：人）

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (移転前)	R 7 (移転後)	R7/ピーク※
障害者支援施設 (～R7.8定員 462人) (R7.9～定員 200人)	447.5 (ピーク)	442.8	441.7	433.8	424	414.4	402	391.8	376.3	350.9	332.1	192.3	74.2%
医療型障害児入所施設・療養介護事業所 (～R7.8定員 40人) (R7.9～定員 50人)	39.7	40.8 (ピーク)	40.5	39.7	39.5	40	40	39.8	39.8	39.8	40	43	100%
合 計	487.2 (ピーク)	483.6	482.2	473.5	463.5	454.4	442	431.6	416.1	390.7	372.1	235.3	76.4%

※移転前時点の状況

○ 短期入所事業については、疾病等により家庭での介護が困難になった場合、一時的に障害者を預けられるよう実施しているが、新型コロナウイルス感染症対策により受入れの制限を行ったことにより、令和2年度以降の利用者数は大幅に減少している。

[短期入所等の状況（月平均）]

（単位：人）

年 度	H28	H29 (ピーク)	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (移転前)	R 7 (移転後)	R7/ピーク※
短期入所事業 利用者数	27.3	28.6	23.7	28.3	7.0	3.0	3.4	3.0	2.3	2.8	2.0	9.8%

※移転前時点の状況

(4) 運営状況

- 近年では、施設の再編整備に伴い新規入所者の受入れを最小限としており入所者が減少していることから、事業費支出も減少している。
- なお、指定管理者が実施した修繕以外に、県においても防水工事等の修繕を実施しており、1年間あたりの平均で60.4百万円となっている。

【収支の推移】

(単位：百万円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H28	2,963	2,963	0	0	2,963	2,199	764	0	0	0	49
H29	2,780	2,780	0	0	2,780	2,053	727	0	0	0	98
H30	2,903	2,903	0	0	2,903	2,075	828	0	0	0	89
R 1	2,908	2,908	0	0	2,908	2,078	830	0	0	0	130
R 2	2,817	2,817	0	0	2,817	2,076	741	0	0	0	77
R 3	2,879	2,879	0	0	2,879	2,092	787	0	0	0	23
R 4	2,852	2,852	0	0	2,852	2,058	794	0	0	0	0
R 5	2,773	2,773	0	0	2,773	2,051	722	0	0	0	25
R 6	2,768	2,768	0	0	2,768	2,064	704	0	0	0	94
R 7	2,846	2,846	0	0	2,846	2,110	736	0	0	0	19
平均	2,849	2,849	0	0	2,849	2,086	763	0	0	0	60

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕については、県債を活用しながら県が実施した。
- 主な実績としては、施設及び設備の老朽化に伴う空調機器の更新や屋上の防水工事等や、転倒時の入所者の安全確保のための床の衝撃吸収材改修工事、新棟外壁塗装・防水工事、道路改修工事を実施した。

（単位：百万円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	49	防犯フィルム工事、電気給湯設備設置工事、公共下水接続工事
H29	98	非常用高圧発電機更新工事、厨房床改修工事、浴室改修工事、電気給湯設備設置工事、床衝撃吸収材改修工事
H30	89	床衝撃吸収材改修工事、新棟空調機更新工事
R 1	130	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮居室等塗装工事、寮屋上防水工事、新棟空調機更新工事
R 2	77	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮屋上防水工事、寮内壁塗装工事、寮分電盤改修工事
R 3	23	寮屋上防水工事
R 4	0	—
R 5	25	新棟屋上防水工事
R 6	94	新棟外壁塗装・防水工事
R 7	19	道路改修工事
計	604	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 同時期に開業した他府県の類似施設において、施設老朽化により建替えによる再編等が行われている。

府県名	管理者	施設名	開業時期	建替え時期	建替え理由
宮城県	宮城県社会福祉事業団	船形の郷（船形コロニーから改称）	1973年	2020年～	施設の老朽化のため
神奈川県	かながわ共同会	津久井やまゆり園	1964年	2021年～	施設の老朽化及び事件再発防止のため
岐阜県	岐阜県社会福祉事業団	ひまわりの丘	1967年	2017年～	施設の老朽化のため
大阪府	大阪府障害者福祉事業団	こんごう福祉センター（金剛コロニー）	1970年	2016年～	施設の老朽化のため

(6) 意見・提言等

【平成 26 年県出資団体等調査特別委員会からの提言】

あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべき。その際、障害者の就労支援などの観点からも、民間活力の導入も視野に、障害者が生きがいをもって生活できる環境づくりについて検討すべき。

2 課題

- 令和5年度から令和7年度にかけて新たな県立施設を整備し、令和7年9月からサービスを提供している。今後は新施設の円滑な運営を図りつつ、北側進入路の整備を進めていく必要がある。

[新たな県立施設の建設工事概要]

区分	施設名	構造	面積	工事期間
第一工区	セーフティネット本棟 (病院等を含む)	2階建て RC造ほか	13,195.25 m ²	令和5年7月～令和7年3月
第二工区	セーフティネットA寮棟 ほか	平屋建て 木造	5,288.69 m ²	令和5年10月～令和7年3月
外構	セーフティネット本棟 ・A寮棟ほか	—	—	令和6年11月～令和7年6月
北側進入路	—	—	—	令和8年9月～令和9年3月

[整備スケジュール]

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		R8年度	
基本設計	実施設計	建設工事		外構工事	供用開始	測量設計	北側進入路 整備工事

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	○	○
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 新たに建設したセーフティネット棟については、現行の施設運営により合理化を図る。
- 既存施設については、民間活力の導入により合理化を図る。

【理由】

- 「あすなろの郷再編整備計画」（令和元年10月策定、令和2年12月一部変更）により、県と民の役割分担の考え方に基づき、県においては民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方が入所する施設（新たに県が整備するセーフティネット棟）に特化することとし、令和6年度、指定管理者の選定手続きを行った。それ以外の方の支援については、既存施設を活用した、社会福祉法人の自主事業として運営していく。

令和8年度 公の施設等運営状況報告 (県所有施設)

青少年家庭課 (福祉部)
令和8年6月10日 (水)

○施設名 青少年会館

1 現状

(1) 施設の概要

- 青少年会館は、昭和 55 年に青少年団体の活動拠点として開設され、以来、青少年、青少年関係団体の福祉の増進に長年寄与している。
- 会館には、入居団体の事務室、青少年等の研修や活動の場となる研修室を設置している。
- 平成 8 年 10 月に、「低廉な料金で、かつ、規則正しく、青少年を宿泊させ、交歓させること」を目的とし、「偕楽園ユースホステル」の運営を開始したが、新型コロナによる影響や宿泊ニーズの変化などにより、宿泊者が減少し、宿泊部門が収益を圧迫していたことから、令和 6 年 3 月末をもって宿泊事業を終了した。

所在地	水戸市緑町 1 - 1 - 18
開設年月	昭和 55 年 3 月
施設概要	敷地面積 4,263 m ² 、鉄筋コンクリート造 4 階建て（延床面積 2,852 m ² ）
設置理由	青少年、青少年関係者及びこれらの団体の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する。
設置の根拠法令等	茨城県青少年会館の設置及び管理に関する条例
事業内容	青少年等の研修、学習その他の活動を助長するための、研修室その他の施設を提供すること等
定員	大研修室（110 人）、中研修室（2 室、各 42 人）、小研修室（24 人） 特別研修室（8 人） 等
利用料金	大研修室（2,320～16,150 円）、中研修室 1（1,420～8,550 円）、小研修室（910～5,790 円）ほか ※青少年等とそれ以外の者、利用時間等で区分して利用料金を設定

【入居団体】

1階	(一社) ガールスカウト茨城県連盟、茨城県子ども会育成連合会、茨城県ユースホステル協会、あしたの学校、日本ベトナム友好協会
3階	日本ボーイスカウト茨城県連盟、(公社) 茨城県青少年育成協会

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 昭和55年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	(公社) 茨城県青少年育成協会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (5年間)
従事者数	8人 (常勤2人、非常勤6人)

(3) 利用状況

- 研修室の利用者のピークは、平成19年度の89,193人がピークとなって以降、減少傾向にある。
- 令和6年度に、指定管理者の更新にあたって各種感染症対策のため研修室の定員数を3割減。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H19 (利用ピーク時)	H28	H29	H30	R1 (コロナ禍)	R2 (コロナ禍)	R3 (コロナ禍)	R4 (コロナ禍)	R5	R6	R7	R7/ ピーク
宿 泊	5,741	3,109	3,205	2,922	2,972	626	734	1,559	2,444			
研修室	89,193	52,244	47,834	48,278	51,965	15,237	29,613	43,392	46,499	34,012	30,946	34.7%
合計	94,934	55,353	51,039	51,200	54,937	15,863	30,347	44,951	48,943	34,012	30,946	34.7%

(4) 運営状況

- 青少年の利用は青少年以外の利用と比較して低廉な価格となっており、歳入の大部分は指定管理料が占めている。
- 宿泊事業の終了に伴い、令和6年度から歳入・歳出とも減少している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H28	38,945	26,623	12,292	30	39,126	17,101	21,643	382	0	△181	19,908
H29	38,786	25,526	13,241	19	38,297	15,914	21,960	423	0	489	66,988
H30	37,457	25,526	11,917	14	38,361	15,830	22,233	298	0	△904	64,383
R 1	39,479	26,610	12,868	1	41,103	16,966	23,977	160	0	△1,624	19,486
R 2	33,013	26,610	5,553	850*	33,644	16,754	16,805	85	0	△631	13,472
R 3	34,338	26,610	6,586	1,142	37,727	16,541	20,987	199	0	△3,389	5,323
R 4	41,366	26,610	10,028	4,728*	39,212	16,389	22,437	386	0	2,154	9,346
R 5	39,759	26,610	11,054	2,095*	39,825	17,543	22,022	260	0	△66	11,660
R 6	33,136	26,376	5,422	1,338	33,966	16,144	17,790	32	0	△830	97
R 7	34,828	27,404	5,169	2,255	34,511	16,574	17,847	90	0	317	1,940
平均	37,111	26,451	9,413	1,247	37,577	16,576	20,770	232	0	△467	21,260

※コロナ禍における休館や物価高騰の影響を勘案し、県からの支援を実施している。

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

○ 平成 29 年度、30 年度に大規模修繕（計 131,371 千円）を実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	19,908	暖房用ボイラー更新工事、自動火災報知機等設備更新工事、3階テラス改修工事、 畳壁紙等交換更新修繕
H29	66,988	非常用照明灯・誘導灯更新工事、受変電他更新工事、屋上全面防水改修工事、トイレ改修 工事、空調設備設置工事、排煙オペレーター更新工事、壁・天井塗装・カーテン一式更新 修繕、タイル更新修繕 等
H30	64,383	外壁タイルひび割れ・外壁建具廻りシーリング工事、空調設備改修工事、 空調設備改修電気設備工事、地下重油タンク更新修繕
R 1	19,486	給水設備更新工事、2階障がい者用トイレ工事 等
R 2	13,472	北面駐車場外灯更新修繕業務、非常扉更新修繕業務、電気設備更新工事 等
R 3	0	
R 4	0	
R 5	11,660	消火栓ポンプ更新
R 6	0	
R 7	0	
計	195,897	

(5) 周辺エリア、他県の類似施設等の状況

- 青少年等の活動拠点を指定管理により運営しているのは本県を含めて9県。
(秋田、栃木、群馬、茨城、石川、山梨、徳島、香川、鹿児島)

(6) 意見・提言等

- 県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和5年）において、宿泊事業の終了について、「施設の特徴が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率が低迷していること。一般客の利用がほとんどを占めており、青少年等の利用が伸び悩んでいること。経営努力のみで収支を改善することは困難であると想定されること。宿泊事業の終了については、入居団体や関係団体にも理解をいただいていること。」から了承との方針が示された。

2 課題

- 青少年を中心とした研修室の利用促進を図る必要がある。
- 宿泊事業の終了に伴い、同エリア（4階）の利活用方策を検討する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現在の施設運営により合理化を図る。
- 4階エリアの利活用について、民間活力の導入を含め検討を進めていく。

【理由】

- 青少年会館は、開設以来、青少年団体の拠点として活用されており、引き続き存続させる必要がある。
- 研修室等については、近隣の学校や一般企業等への広報啓発に努め、引き続き利用率の向上を図っていく。
- 施設の魅力向上や利用促進を図るため、民間活力の活用などの検討を進めていく。

○施設名 ラーク・ハイツ

1 現状

(1) 施設の概要

○ ラーク・ハイツは、母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子・父子福祉の総合施設であり、ひとり親家庭の自立促進の支援を行っている。

※母子生活支援施設

児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、就労、家庭生活及び児童に関する相談、助言等を行い、自立に向けた様々な支援を行う施設

※母子・父子福祉センター

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得指導、施設の使用許可等、母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

所在地	非公開（DV被害者等の入所施設であるため）
開業年月	昭和55年4月
施設概要	施設敷地 5,053.55 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（延床面積：1,921.93 m ² ）
設置理由	母子生活支援施設と母子・父子福祉センターを併置した母子福祉の総合施設
設置の根拠法令等	児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法
事業内容	事情のある母子家庭の入所による保護及び自立支援、ひとり親家庭を対象とした各種相談
定員	母子生活支援施設 20世帯 母子・父子福祉センター大会議室 30人、小会議室：12人、和室：24人
利用料金	母子生活支援施設：無料※ 母子・父子福祉センター大会議室：4,500円～7,590円、小会議室：1,630～2,620円、和室：1,500円～1,860円

※ 所得に応じて一部利用者負担が発生する場合がある。

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

○ 昭和55年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
従事者数	20人（常勤13人、非常勤7人）

(3) 利用状況

- 給排水設備更新工事（令和6年6月から令和7年6月まで）に伴い、利用世帯数を制限していたが、令和8年3月末時点では15世帯となっている。

【利用世帯数の推移】

（単位：世帯）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/定員
月平均 利用世帯数	18	18	18	19	17	14	12	12	12	12	60%

※ 定員：20世帯

(4) 運営状況

- 指定管理料で運営している。概ね7,000万円代で推移し、その7～8割は人件費が占めている。

【収支の推移】

（単位：千円）

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H28	73,363	73,363	0	0	73,363	54,677	18,686	0	0	0	
H29	73,511	73,511	0	0	73,511	53,331	20,180	0	0	0	
H30	76,390	76,390	0	0	76,390	56,837	19,553	0	0	0	
R1	76,291	76,291	0	0	76,291	57,868	18,423	0	0	0	6,319
R2	76,506	76,506	0	0	76,506	56,814	19,692	0	0	0	7,579
R3	74,288	74,288	0	0	74,288	55,635	18,653	0	0	0	0
R4	77,694	77,694	0	0	77,694	56,141	21,553	0	0	0	62,854
R5	78,664	78,664	0	0	76,592	55,439	21,153	0	0	2,072	10,801
R6	78,847	78,847	0	0	76,774	56,663	20,111	0	0	2,073	50,340
R7	80,490	80,490	0	0	80,222	59,741	20,481	0	0	268	29,316
平均	76,604	76,604	0	0	76,163	56,315	19,849	0	0	441	16,721

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 令和4年度に外壁・屋根防水修繕工事を、令和6年度に給排水更新工事を実施。なお、令和6年度の給排水更新工事は、一部令和7年度へ繰越。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R1	0	
R2	0	
R3	0	
R4	62,854	外壁・屋根防水修繕工事
R5	0	
R6	144,168	給排水管更新工事（うち93,828千円は令和7年度へ繰越）
R7	65,152	給排水管更新工事
計	272,174	

（5）周辺エリアの動向・他県の類似施設の状況

- 母子生活支援施設は、全国で216施設が設置され、うち県立は4施設。
- 母子・父子福祉センターは全都道府県で設置され、母子寡婦福祉連合会やNPO法人が運営を担っている。

2 課題

- 昭和55年の設立から40年以上経過し、施設の老朽化が進んでいるため、計画的な維持管理を行う必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の指定管理制度の手法により、施設の支援機能の充実を図る。

【理由】

- 母子生活支援施設は、児童福祉法に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が入所し、自立に向けた様々な支援を行う施設である。支援が必要な母子世帯のために、今後も必要な施設である。
- 母子・父子福祉センターは、母子家庭等に対して、生活全般の相談に応じるとともに、技能習得のための各種研修・講習を行っている。経済的に困窮している母子家庭等の自立のために、今後も必要な施設である。
- 施設の長寿命化に向け、茨城県庁舎等施設長寿命化計画に基づき、計画的な修繕工事を実施する。

○施設名 若葉寮（女性自立支援施設）

1 現状

(1) 施設の概要

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条に基づく女性自立支援施設。DV被害や生活困窮などで一時保護を受けた女性のうち、退所後も継続して支援を求める女性を対象とする。入所女性へ食事の提供をはじめとする生活支援や就労支援を行う。

所在地	非公表（DV被害者等を加害者から保護するため）
開業年月	昭和33年5月※現施設は昭和57年増改築
施設概要	施設敷地 2,081 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造3階建（延床面積：931.7 m ² ）の一部
設置理由	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき支援女性の自立支援を担う。
設置の根拠法令等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
事業内容	日常生活を営む上で困難を抱える女性に対し、生活支援、就労支援、その他自立に必要な情報提供等を行う。
定員	14人
利用料金	無料

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

- 管理運営は県直営で、女性相談センター等の兼務職員を中心に運営している。

常勤		非常勤	
施設長	1人（女性相談センター長の兼務）	心理療法担当職員	1人
自立支援を行う職員	3人（女性相談センター兼務）	同伴児ケア指導員	1人
事務員	2人（女性相談センター兼務）	同伴児学習指導員	1人
看護師	1人（女性相談センター兼務）	寮母	1人
栄養士	1人（茨城学園兼務）	警備員	7人

- なお、加害者からの隔離が必要なDV被害者が入所する性質上、入所者の安心・安全確保のために秘匿性保持の必要があることから、指定管理者制度は導入していない。

(3) 利用状況

- 女性相談センターの附属機関として、入所者の保護や相談対応を実施している。
- 女性相談センターが受ける相談件数はコロナ禍で増加し、その後減少したが、再び増加傾向にある。
- 保護件数は平成24年度をピークに減少傾向にあり、ここ数年は60件前後で推移していたが、令和6年度より増加傾向にある。

(参考1) 女性相談センターにおける相談対応件数の推移

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件数	4,923	5,021	5,059	5,681	5,369	4,936	4,797	5,172	5,671	6,019

(参考2) 保護件数の推移

(単位：件)

年度	H24 (ピーク時)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク時
保護件数	160	92	97	84	70	71	59	61	49	65	77	48.1%
うちDV (割合)	110 (68.8%)	62 (67.3%)	75 (77.3%)	59 (70.2%)	58 (82.9%)	52 (73.2%)	39 (66.1%)	51 (83.6%)	39 (79.6%)	41 (63.1%)	51 (66.2%)	46.4%

※保護は、女性の実人員数。同伴児は含めず。

(4) 運営状況

- 県直営で運営しており、歳出のうち国庫対象経費には、1 / 2 の国庫負担金・補助金の歳入がある。
- 女性一人一人の状況に応じた支援のために、指導員や心理療法担当職員、同伴児ケア指導員を配置しており、人件費が約6割を占めている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】			
		人件費	維持管理費	事業費	その他
H28	45,869	34,242	3,287	8,340	0
H29	64,008	35,038	3,652	25,318	0
H30	68,983	36,052	4,159	28,772	0
R 1	69,947	38,601	4,072	27,274	0
R 2	77,374	43,238	4,146	29,990	0
R 3	81,383	47,204	5,314	28,865	0
R 4	80,345	46,839	4,595	28,911	0
R 5	84,106	50,205	4,313	29,588	0
R 6	99,098	62,805	4,908	31,385	0
R 7 (見込)	118,811	74,220	6,851	37,740	0
平均	78,992	46,844	4,530	27,618	0

【参考】
利用料収入
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 平成26年度以降実績なし。
- 小規模な修繕としては、最近では、令和5年度にトイレ改修工事(1,306千円)、令和6年度に外壁改修工事、壁クロス修繕工事(8,062千円)など、令和7年度に窓ガラス取替工事、内装塗装工事(3,443千円)を実施。

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 女性自立支援施設は 39 都道府県に設置されている。

(6) 意見・提言等

- 県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和 5、6 年度）からの提言
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画の策定に当たっては、社会情勢の変化を的確に捉えるとともに、民間団体との有効な連携を模索するなど、施設の新たな在り方を検討していくことが必要である。
- 外部有識者からの意見（DV対策ネットワーク会議）
多様化・複雑化する相談に対し、被害者の立場に配慮しながら、適切な相談・支援ができるよう市町村や関係機関との連携を強化するとともに、職務関係者の資質向上を図ることが必要。

2 課題

- 施設は昭和 57 年に増改築されたもので、今後計画的に修繕を行っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 8 年度	令和 7 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設は、「女性支援新法」に基づき、困難な問題を抱え支援を必要とする女性を入所させ、自立生活に向けた生活支援を行う役割を担っており、一時的に居場所を失った女性の保護のために引き続き存続させる必要がある。
- 多様で複雑な事情を抱える女性に対する支援を実施するため、民間団体と連携した相談・支援体制の充実や相談員の資質向上に努めていく。
- 施設の長寿命化に向け、計画的な修繕工事を実施していく。

○施設名 茨城学園（児童自立支援施設）

1 現状

(1) 施設の概要

- 茨城学園は、児童福祉法第44条に基づき、県が設置する施設であり、家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うことを目的とする児童自立支援施設としての役割を担っている。

所在地	那珂市後台 1484-1
開業年月	昭和 11 年 8 月
施設概要	施設敷地56,957㎡ 本館：鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（延床面積：1,210㎡）（昭和45年建築） 体育館：重量鉄骨造平屋建（延床面積：696.16㎡）（平成24年建築） 松風寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積310.51㎡）（昭和60年建築） 好文寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325.44㎡）（昭和61年建築） 常磐寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325.43㎡）（昭和62年建築） 偕楽寮 鉄筋コンクリート造平屋建（延床面積325.44㎡）（昭和63年建築） 炊事棟 コンクリートブロック造平屋建（延床面積452㎡）（昭和46年建築） 2号館 鉄骨造平屋建（延床面積188.84㎡）（平成25年建築）
設置理由	家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童を受け入れ、その自立支援を行うため。
設置の根拠法令等	児童福祉法第44条
事業内容	家庭、学校、地域に適応できず、問題行動を起こした児童の受入、生活指導、自立支援等
定員	44人
利用料金	児童の養育義務者からの措置費負担金徴収あり（収入に応じて変動）

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

○ 管理運営は県直営で実施している。

常勤	非常勤
園長 1人	看護師 1人
事務員 2人	嘱託医 2人
栄養士 1人	指導員（当直業務） 28人
指導員 30人	会計年度任用職員（心理・児童指導補助） 3人

○ なお、児童自立支援施設という施設の性質上、処遇の困難な児童を安定的な体制で支援する必要があることから、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

○ 入所児童数は例年20～30人程度。年度初めは15人程度の入所状況であるが、おおむね毎月1人程度入所があり、年度末には30人程度の入所児童数になる傾向にある。

【入所児童数（延べ人数）の推移】

（単位：人）

年度	R7 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ピーク
利用者数	349	300	225	216	329	303	238	230	294	338	349	100%

※ 延べ人数の考え方：各月1日の入所児童数の年計

(4) 運営状況

○ 入所児童に対する生活指導、自立支援を実施するための人件費が多くを占めている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】				利用料収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H28	359,932	284,552	32,877	42,503	0	—
H29	355,733	286,229	15,479	54,025	0	—
H30	356,799	275,427	14,531	66,841	0	—
R 1	350,744	259,980	13,970	76,794	0	—
R 2	343,084	261,740	17,519	63,825	0	—
R 3	318,341	248,349	14,142	55,850	0	—
R 4	328,251	248,335	20,528	59,388	0	—
R 5	342,205	260,752	20,257	61,196	0	—
R 6	369,056	272,166	21,848	75,042	0	—
R 7 (見込)	382,672	280,166	22,731	79,775	0	—
平均	350,682	267,770	19,388	63,524	0	—

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 下記の工事の他、トイレ洋式化工事や校内LAN環境の整備等の工事を行っている。
- 5か年修繕計画を策定しており、毎年の施設整備の予算要求結果と合わせて、随時修正・更新をしている。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	12,155	偕楽寮（入所児童が生活する寮）屋根・外壁塗装工事
R 2	0	
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
R 6	17,086	寮舎（4棟）浴室改修工事
R 7	0	
計	29,241	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 他都道府県においても、児童自立支援施設は都道府県の直営で運営している。

(6) 意見・提言等

【県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和5、6年度）からの提言】

- 近年、発達障害の子どもたちが増えてきているなどの背景により、職員に求められるスキルが変化しつつあることから、児童が抱える特性に応じた支援ができるよう、指導員や職員の専門的なスキルの向上に取り組むことが重要である。
- 早期に児童の自立を促すことを意識した上で、自治体や各種団体との連携により、早い段階から児童の抱える特性に合わせた有効な教育を行うことが重要である。
- 児童の学ぶ場であり生活の場でもあることを念頭に置き、計画的な修繕を行うことで、利用者の学習、生活に不備を来すことがなく、適切な環境を提供し続ける必要がある。

2 課題

- 茨城学園は、寮、炊事棟などの生活施設や、校舎、体育館、プール等の学校教育施設を擁しているが、老朽化している建物が多く、継続的な修繕・改修が必要であり、修繕・改修に当たっては、計画的に対応する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の施設運営体制により合理化を図る。
- 入所児童が抱える特性に配慮した支援、教育体制の強化・充実に努める。

【理由】

- 茨城学園は、児童福祉法に基づき、家庭、学校、地域社会に不適応を示した児童や、家庭環境等により生活指導を要する児童を受入れ、生活指導、自立支援を行う施設としては県内唯一の施設である。
- 児童自立支援施設という施設の性質上、処遇の困難な児童を安定的な体制で支援するため、引き続き県において運営を継続し、運営の合理化に取り組んでいく。
- 心理士等と連携を図るとともに、職員を研修に派遣し、専門的知識の習得を図るなど、入所児童が抱える特性に配慮した支援等に努める。
- さらに、施設については、長寿命化を図りながら、効率的な修繕・改修を行うため、修繕計画の適切な管理、執行を行う。